関市留守家庭児童教室入室許可申請書

関市長様

入室児童以外同居者全員記入 |

児童が通学する 小学校を記入 令和 7年 5月 20日

申請日を

記入

次のとおり関市 安桜 小学

__小学校区 留守家庭児童教室に入室したいので申請します

なお、この申請の内容について課税台帳等により確認されることを承諾します。

	-	住		Ī	所 関	〒 501 - 3894 関市若草通3丁目1番地 児童手当の受給者名で								
	保		(ふりが	な) 名		(わかくさ たろう 若草 太郎 記入する)								
	護者	電	電話番号 05				-> <携帯TEL> 575-22-3131 0575-22-2222							
		· B	·氏名				若草 花子 ·関係(母)· TEL 090-1234-5678							
			児童との関係 電話番号			②氏名 若草 太郎 ·関係(父)· TEL 090-5678-1234							234	
	<u> </u>	(ふりがな) 氏 名				生年月日等				心身の状態				
	入室児童	((わかくさ あり 若草 鮎)		平成 30 年 5 月 6			LCXI		こ詳しく記入	
-	── 入 室 児 童 刀 司 罟 家 疾── (単身赴任者も含む)※本人以外を記入	H ()	氏	名		児童との 続柄	年齢	勤務先名称》 所在市町村	及び	一 勤烈 電話			願いします。 労 氏	
5			若草 太郎			父	35	(有)○○工程 各務原市		0583 123-		8:3	30~1	7:15
			若草 花子			母	35	(株)〇〇〇 関市	生	0575- 123-456		8:3	80~1	6:30
ト 尼 家			若草	杉		兄	9	安桜小 4年				:	~	:
			若草	菊		妹	4	〇〇保育園				:	~	:
							児童教	室に申込む兄弟	3姉妹の	 	する	:	~	:
						(すでに入室している兄弟姉妹も記入)				:	~	:		
		★兄弟姉妹の 申込み状況 氏名 若草 村			吉草 杉	L	学年 4 3	氏: 	名			学年	年	
	ご利用される曜日・利用希望時間に○印を記入して下さい。													
		月			月 :		火	水		木		金		; †
	=	利田口		30 0					0		\circ		週	

	月	火	水	木	金	計
利用日	0		0	0	0	週 4 日
利用希望時間	7:30	8:00	~ 17:00	18:00	· 18:30 ·	19:00

- ※7時30分からの利用は、追加料金がかかります。
- ※月に15日以上(週に3日~4日以上)の利用が必要です。

●5,6年生の入室について

5,6年生の入室は、定員を超えない教室に限り受入れが可能となります。ただし、定員を超えた場合でも、 校区外の教室を利用することができます。希望に〇をつけてください。

1. 校区外の教室利用を希望しますか?	はい いいえ(定員を超えた場合は利用しない)
2. 校区外の教室はどちらを希望しますか?	富野小留守家庭児童教室・南ヶ丘小留守家庭児童教室
3. 兄弟姉妹で利用する場合、一緒に校区外の教室を利用しますか?	はい いいえ(5,6年生の児童のみ校区外教室を利用する)

●児童の健康状態等

(下記に該当する場合や、特別に配慮、支援が必要な場合はこちらも記入してください。)

(ト記に該当する場合や、特別に配慮、文援か必要な場合はこちりも記入しくくたさい。)							
		食物名等 ピーナッツ					
食物		食べてはいけないおやつ ピーナッツ入りのもの					
アレルギーの 有無	無·有	医師の内服薬の処方 有・無					
I I I)	エピペンの所有 有 ・無					
		診断名					
障がい・疾病の	 <u>(無</u>)·有	受信医療機関					
有無		服薬中の薬の有無 有・無					
手帳等の有無		※有の場合は手帳等の写しを添付してください。					
ナ阪守の有無	無・有	【身体】 級 【療育】 A · B 【精神】	級				
特別支援学級	無・有	学級名()				
の在籍							
留守家庭児童教室で特に注意してほしいこと(特別な配慮、支援が必要な場合)							

※特別な支援が必要と思われる児童の入室については、集団活動ができることが前提であり、入室する児童 教室の受入態勢を整える必要があるため、保護者と相談して入室を決定します。

※適切な指導を行うため、児童について生活状況等を小学校等各関係機関に照会することがあります。

留守家庭児童教室入室に関する確認書

- 1 決められた利用時間を必ず守ること。
- 2 保護者は、仕事が終わり次第、すぐに児童教室に迎えに来ること。
- 3 保護者等が仕事が休みの日は、児童教室の利用はできないこと。
- 4 使用料を必ず納付期限までに納めること。
- 5 同居または同一校区内に児童を保育できる祖父母等がいないこと。(利用開始時点で65歳以上の祖父母は除く)
- 6 集団活動をし、管理・運営上の妨げになる行動をしないこと。
- 7 児童教室の利用が不要となった場合は、すみやかに「退室届」を提出すること。

上記を守り、留守家庭児童教室を正しく利用します。守れない場合、市からの退室決定通知を受けたときは、それに従います。

関市長 様

令和 7年 5月 20日

保護者氏名 若草 太郎